

# 奈良県立商業高等学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

のことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、生徒一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

のために、教職員自らが、いじめを決して許さないという決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、生徒が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

## I いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

### (1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法、国といじめ防止基本方針参照）

- いじめの定義は、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であり、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行わなければならず、起こった場所は学校の内外を問わない。
- いじめの解消の定義は、少なくとも行為が止んで3か月以上経っていること、被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの二つの要件が満たされていなければならない。また、二つの要件が満たされていたとしても、アンケートや個別相談・日常の会話等において継続した観察が必要である。

### (2) いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。  
いじめの加害生徒・被害生徒は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- けんかやふざけあいと見えるものの中にもいじめがあると考え、「些細な事」と判断せず、いじめの認知にあたる。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

## 2 いじめ防止のための体制

### (1) いじめの防止等のための組織（22条）

学校におけるいじめ防止、いじめの早期発見及びいじめの対処等に関する措置を実効的に行うため、管理職及び複数の教員等からなる組織を別に定める。【別紙1】

### (2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、生徒への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。【別紙2】

## 3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。【別紙1】【別紙2】

### (1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの生徒が被害者にはもちろん、加害者にもなる可能性があるという事実から出発することが重要である。

加害者・被害者を特定したり、予見したりしようとする取組には限界があると理解した上で、未然防止に取り組む。

### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

### (3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害生徒を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

### (4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

### (5) 教職員の研鑽

いじめの問題への理解を深め対応力を向上させるために、教職員自らが研修会に積極的に参加する等、自己の研鑽に努める。

## 4 重大事態への対応

生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

また、調査結果を公表する場合は、いじめ被害側・加害側双方に公表の方法・内容を確認のうえ対応する。

## 5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ問題対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

# いじめ防止等のための組織

【別紙】

## いじめ問題対策委員会 22条

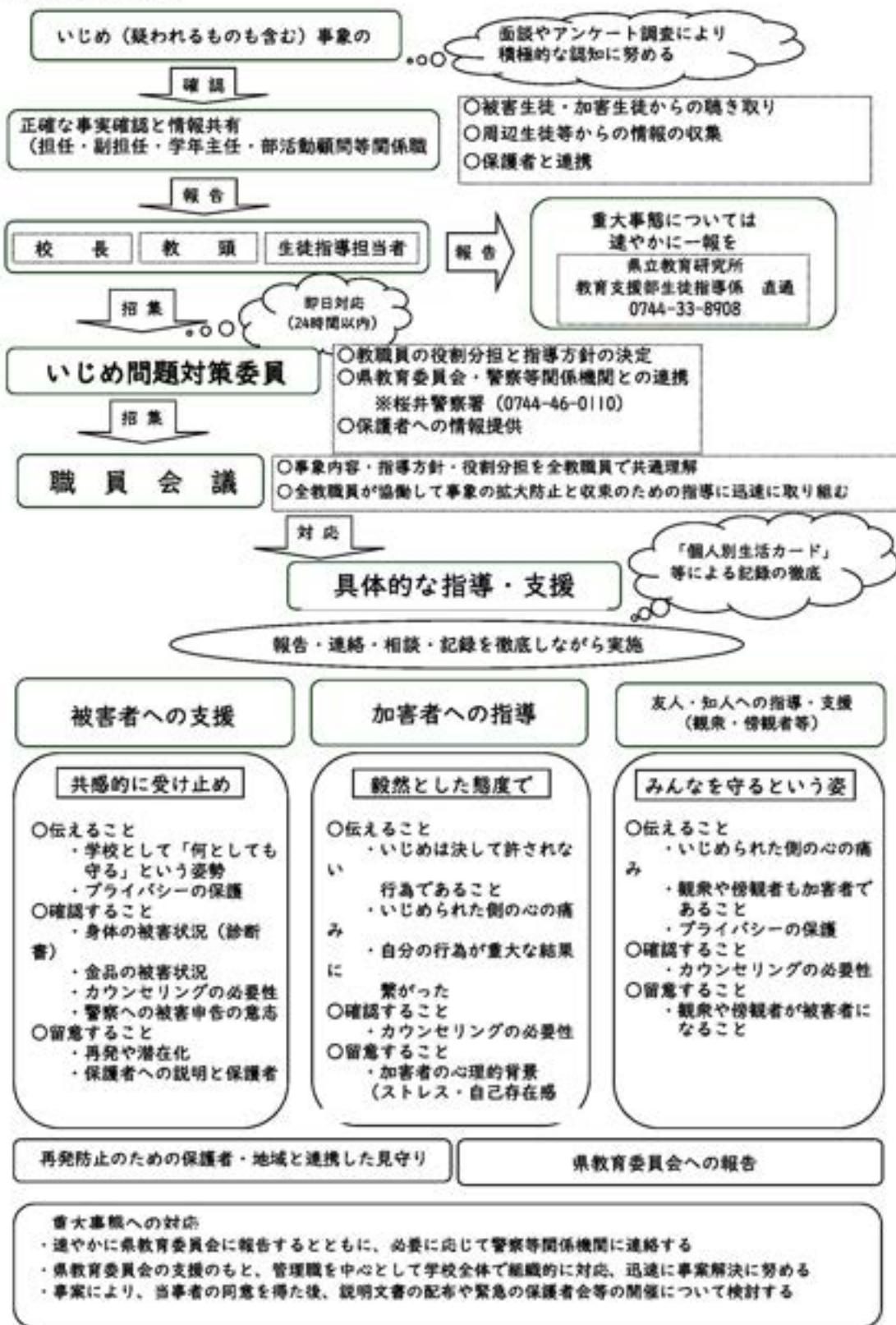
校長・教頭・生徒指導担当者・人権教育担当者  
学年主任・特別支援教育コーディネーター  
生徒指導部員・養護教諭・教育相談担当者 等

※必要に応じてスクールカウンセラーの参加を願う

○学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。

○委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確實に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を

### 組織対応の流れ



# 令和6年度 いじめ防止等に係る年間計画 【別紙2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ問題 対策委員会① 職員研修	いじめ問題 対策委員会②	いじめ問題 対策委員会③	いじめ問題 対策委員会④	人権教育 職員研修	いじめ問題 対策委員会⑤
未然防止		全学年:「われら人権講演」を実施し教科書 1年・2年児童生徒に対する 教育を始めた各種子午線教育 用具	全学年:人権HR		人権教育 職員研修	
早期発見	教育相談週間	いじめアンケート調査		ここと生徒等に関するアンケート調査 三者懇談会		教育相談週間
	10月	11月	12月 いじめ防止強化月	1月	2月	3月
会議・研修	いじめ問題 対策委員会⑥	いじめ問題 対策委員会⑦	いじめ問題 対策委員会⑧	いじめ問題 対策委員会⑨	いじめ問題 対策委員会⑩	まとめ 次年度計画
未然防止	生活安全講話 文化祭	全学年:人権HR 公開授業週間		1・2年:人権HR		合格者説明会
早期発見			いじめアンケート調査 三者懇談会	教育相談週間		

## 未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
  - ・「居場所」づくりと「幹」づくり
  - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
  - ・生徒等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援

- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
  - ・人権教育の充実
  - ・道徳教育の充実

- 情報教育の充実
  - ・情報モラル教育の推進
  - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発

- 生徒等の様子の把握
  - ・共感的生徒理解

- 保護者・地域・関係機関との連携
  - ・保護者への啓発と情報発信
  - ・地域への情報発信と関係機関との連携

## 早期発見に向けて

- 情報の収集
  - ・教職員の“気付く力”を高める
    - ※ 校内職員研修の実施  
校外で行われる研修会への参加
  - ・生徒等、保護者、地域からの情報収集
  - ・休み時間等の校内巡回
  - ・定期的な面談による情報収集  
(生徒等・保護者)
  - ・アンケート調査の定期的な実施
    - ※ 生徒等へのアンケート調査の実施  
保護者へのアンケート調査の実施

- 相談体制の充実
  - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
  - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
  - ・スクールカウンセラーの活用

- 情報の共有
  - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
  - ・要配慮生徒等の情報共有
  - ・申し送り事項の確認と徹底
  - ・「個人別生活カード」の活用